

## 議案第6号

### 日進市中央福祉センター条例の一部改正について

日進市中央福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、日進市中央福祉センターを地域福祉の推進拠点施設として位置づけるため、日進市中央福祉センター条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 日進市中央福祉センターの設置目的を改める。
- (2) 日進市中央福祉センターの構成施設及び事業に関する規定を整理する。
- (3) 日進市中央福祉センターの利用者の資格及び利用の許可に関する規定を整理する。
- (4) 別表の使用区分及び使用料の額の規定を整理する。
- (5) その他必要な規定の整理を行う。

日進市中央福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市中央福祉センター条例(平成7年日進市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>地域福祉の推進拠点として、市民の地域福祉活動を支援し、福祉の総合的な推進を図るため、中央福祉センターを設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>中央福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>地域福祉の推進に関する事業</u></p> <p>(2) <u>老人デイサービス事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に関する事業をいう。)</u></p> <p>(3) <u>身体障害者デイサービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護及び同法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスに関する事業をいう。)</u></p> <p>(4) <u>その他中央福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、中央福祉センターを設置する。</u></p> <p>2 <u>中央福祉センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</u></p> <p>(1) <u>日進市中央デイサービスセンター</u></p> <p>(2) <u>日進市身体障害者福祉センター</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第13条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、</u></p>

前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は休館日設けることができる。

(開館時間)

#### 第6条 略

2 略

3 第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(利用者の資格)

第7条 中央福祉センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 第4条第2号の規定による事業のサービス費若しくは事業支給費の支給に係る者又は同条第3号の規定による事業の支給決定を受けた者

(2) 地域福祉の推進に関する活動を行う機関及び団体

(3) 略

(利用の許可)

第8条 中央福祉センターの会議室等施設(多機能室、視聴覚室兼研修室、和室会議室、小会議室及び集会室をいう。以下同じ。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、利用の許可を受けた者が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(使用料)

第9条 第4条第2号又は第3号に掲げる事業の利用者(以下「デイサービス利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は休館日設けることができる。

(開館時間)

#### 第5条 略

2 略

3 第13条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(利用者の資格)

第6条 中央福祉センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する老人及びその介護者

(2) 市内に住所を有する身体障害者及びその介護者

(3) 社会福祉に係る機関及び団体並びにボランティア

(4) 略

(利用の許可)

第7条 中央福祉センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

(行為の禁止)

第10条 中央福祉センターを利用する者(以下単に「利用者」という。)は、中央福祉センターの利用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(利用者の義務)

第11条 略

(利用の許可の取消し等)

第12条 略

(損害賠償)

第13条 略

(指定管理者による管理)

第14条 略

(管理を行わせる業務の範囲)

第15条 前条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2)～(4) 略

(利用料金)

第16条 第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第9条第1項の規定に定める金額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める。ただし、市長が公益上の必要があると認める場合は、第9条第1項に規定する使用料の額を利用料金の額とする。

2 前項の場合において、デイサービス利用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

3・4 略

(読替規定)

2 略

(行為の禁止)

第9条 第7条の許可を受けた利用者は、中央福祉センターの利用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(利用者の義務)

第10条 略

(利用の許可の取消し等)

第11条 略

(損害賠償)

第12条 略

(指定管理者による管理)

第13条 略

(管理を行わせる業務の範囲)

第14条 前条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第2項各号に掲げる施設の事業の実施に関する業務

(2)～(4) 略

(利用料金)

第15条 第13条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第8条第1項の規定に定める金額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める。ただし、市長が公益上の必要があると認める場合は、第8条第1項に規定する使用料の額を利用料金の額とする。

2 前項の場合において、利用者は、第8条第1項の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

3・4 略

(読替規定)

第17条 第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条、第8条及び第10条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(委任)

第18条 略

別表(第9条関係)

使用区分	使用料の額
老人デイサービス事業	介護保険法その他関係法令及び国が定める基準により算定した費用の額
身体障害者デイサービス事業	障害者総合支援法及び国が定める基準により算定した費用の額

第16条 第13条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(委任)

第17条 略

別表(第8条関係)

使用区分	使用料の額
日進市中央デイサービスセンターにおける介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事業	介護保険法第41条第4項及び第53条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
日進市身体障害者福祉センターにおける障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域活動支援センターの事業	1日につき502円

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。